

成績不振者の基準について
(令和4年度入学者以降適用)

平成27年	3月11日	教授会承認
平成27年	4月1日	施行
平成28年	10月26日	改正
平成29年	4月1日	施行
平成31年	3月27日	改正
平成31年	4月1日	施行
令和2年	3月18日	改正
令和2年	4月1日	施行
令和4年	3月16日	改正
令和4年	4月1日	施行

各学年必修科目が1科目以上60点未満の場合及び選択必修科目が修得条件を満たさない場合、下記の条件を満たさない場合は成績不振者とし、進級判定・卒業認定制度2の⑤の(3)、及び3の②の(3)に基づき、教授会において総合的に審議する対象として取り扱う。

また、選択必修科目の修得条件を満たし、それ以上履修した場合は、修得条件を満たしかつ、評点が上位の科目を判定の対象とする。

記

学年	科目及び条件
6	「学力統一試験」 ※「一般問題」「臨床問題」「必修問題」の いずれかが、60点未満

以 上